

令和8年3月31日

指定居宅サービス事業者等の指定取消処分について

介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、下記、指定居宅サービス事業者等に対して指定取消を行いましたのでお知らせします。

【対象事業者】

- ・法人名 株式会社介護センター福
- ・代表者 代表取締役 寺田 博美
- ・所在地 八尾市福万寺町南四丁目47番地の7

【対象事業所名称及び所在地等】

- ・事業所名 ヘルパーセンター福
- ・所在地 八尾市福万寺町南四丁目47番地の7
- ・サービスの種別 <指定居宅サービス>
 - 訪問介護
(事業所番号 2775504588)
 - <指定障害福祉サービス>
居宅介護・重度訪問介護、同行援護
(事業所番号 2715501363)
- ・指定日 平成25年4月1日

(1) 処分日

令和8年3月31日

(2) 処分効力発生日

令和8年4月7日

(3) 処分内容

指定取消

(4) 処分理由

①不正請求（介護保険法第77条第1項第6号）

管理者兼サービス提供責任者が、訪問介護計画に位置づけたサービス提供日時において、利用者が就労しておりサービス提供を受けることが不可能な状態であったにも関わらず、サービス提供を行ったと偽り居宅介護サービス費を不正に請求し受領した。

②虚偽答弁及び監査の忌避（介護保険法第77条第1項第8号）

管理者兼サービス提供責任者は、サービス提供の実態がないにもかかわらず、サービス提供をした旨の虚偽の答弁を行った。また、正当な理由がなく介護保険法第76条第1項の規定により出頭を求められてもこれに応じず、検査を拒否し、監査を忌避した。

③その他福祉に関する法律の違反（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第10号）

一体的に運営している指定訪問介護事業所において、指定の取消し処分に相当する介護保険法に違反する行為が認められた。

(5) 指定取消事業者に対する経済上の措置

指定取消事業者に対する経済上の措置として、不正に受領していた介護給付費等の返還を求める。返還の対象となる期間は、令和6年11月から令和7年8月及び令和7年11月から12月までを見込んでおり、返還額の見込みは以下のとおりである。

介護給付費分	264,835円	(内八尾市)	264,835円
加算額	105,934円	(内八尾市)	105,934円
<u>総額</u>	<u>370,769円</u>		

※加算額は介護給付費の40%相当額で算出

【本件に関する問合せ】

八尾市 健康福祉部 福祉指導監査課

住所：八尾市本町一丁目1番1号

電話：072-924-3012